

別紙

被告標章目録

1



5

2



10

別紙

被告商品目録

- 1 商品名を「アイキャッチングビューティふたえリキッド」と称する二重瞼形成用化粧品

【表面】



【裏面】



2 商品名を「アイキャッチングビューティふたえメッシュテープ」と称する二重瞼形成用メッシュテープ

【表面】



【裏面】



別紙

## 謝罪広告目録

### 第1 謝罪広告

5 202●年●月●日

弊社商品である瞼形成用ストレッチテープ「ふたえメッシュテープ」および二重瞼形成用化粧品「ふたえリキッド」の製造・販売停止、およびノーブル株式会社に対するお詫びのお知らせ

10

株式会社 Dear Laura

代表取締役社長 ○○ ○○

15 弊社は、これまで瞼形成用ストレッチテープ「ふたえメッシュテープ」および二重瞼形成用化粧品「ふたえリキッド」（以下、合わせて「弊社本件商品」と言います）を製造・販売して参りましたが、この販売活動等が、「ノーブル株式会社」（住所は省略）の保有する「バレないふたえ」という文言についての商標権を侵害する行為であったことから、弊社は、上記の弊社本件商品についての製造・販売等を一切停止することになりました。

20 ノーブル株式会社は、「バレないふたえ」という文言を表示した商品を製造・販売されておりますが、それにもかかわらず弊社は、ノーブル株式会社の許可のないままに、弊社本件商品の販売等を続けておりました。

以上の経緯より、弊社は、今後二度と弊社本件商品の製造・販売等を行わないことを表明するとともに、ノーブル株式会社に対しましては、同社の商標権を弊社が  
25 侵害してしまったことにつきまして、深く謝罪をさせていただきます。

以上

## 第2 条件

1 被告は、訴状別紙1記載の文章を、被告の会社ウェブサイトのトップページ（URLは省略）および被告運営の商品販売ウェブページ（URLは省略）において、記事として掲載・公開する（以下、「本件記事」という）。

5 本件記事のタイトルは、「弊社商品である瞼形成用ストレッチテープ「ふたえメッシュテープ」および二重瞼形成用化粧品「ふたえリキッド」の製造・販売停止、およびノーブル株式会社に対するお詫びのお知らせ」とする。

10 2 被告は、本件記事について、上記1の各ウェブページにおけるトップページに、本件記事のテキストリンクを貼って、そこから直接、本件記事のページの閲覧ができるようにする（本件記事のページに直接飛べるようにする）。

その際のテキストリンクのアンカーテキストは、「弊社商品である瞼形成用ストレッチテープ「ふたえメッシュテープ」および二重瞼形成用化粧品「ふたえリキッド」の製造・販売停止、およびノーブル株式会社に対するお詫びのお知らせ」とする。  
15

3 被告は、本件記事を上記1ないし2の条件で掲載するにあたって、該当記事に対して掲載期間中 **nofollow**、**noindex** してはならない。

以上